

エコアクション21

2024年環境活動レポート



宮武電機株式会社

目 次

1. 環境経営方針
2. 組織の概要
3. 実施体制
4. 環境経営目標及び実績
5. 環境活動計画の取組結果及び運用基準内容
6. 環境活動計画の評価及び次年度の計画
7. 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果
8. 代表者による全体の評価と見直し・指示
9. 環境活動の紹介

1. 環境経営方針

宮武電機株式会社は、ライフラインである電気工事業、電気通信工事業を経営しており、以下の環境経営方針を通じて北海道の豊かな環境、地域環境への貢献に積極的に取り組み、ステークホルダーの方々に環境経営をより一層推進し、継続的に改善を行うことを宣言します。

1. 二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減
2. 資源の有効利用・再利用を推進し省資源への取り組み
3. 一般廃棄物、産業廃棄物の分別の徹底及び削減
4. 環境関連法規の遵守
5. 建設工事現場での環境配慮工事の推進
6. 従業員へ環境方針の周知及び情報の共有化

2024年1月1日
宮武電機株式会社
代表取締役 奈良 康弘

2. 組織の概要

1) 名称及び代表者名

名称 宮武電機株式会社
代表者名 代表取締役 奈良 康弘

2) 所在地

本社 北海道士別市大通西13丁目1619番地3
TEL: 0165-23-1155 FAX: 0165-23-1156
Mail: info@miyatake-denki.com
旭川支社 北海道旭川市東鷹栖東1条3丁目137番地
TEL: 0166-57-3325 FAX: 0166-57-3326
Mail: info-asahikawa@miyatake-denki.com

当社HP QRコード



3) 環境管理責任者及び担当者

環境管理責任者	加藤 翼
事務局	岡本 哲哉
工事部環境担当者	齊藤 久
工事部営業課環境担当者	加藤 翼(兼務)
総務部環境担当者	平間 美保
旭川支社環境担当者	中田 君恵
工事現場環境担当者(本社)	川村 悠輔
工事現場環境担当者(旭川支社)	中村 龍也

4) 事業内容

電気工事業 北海道知事許可(特-1)上 第01132号
電気通信工事業 北海道知事許可(特-1)上 第01132号

5) 事業規模

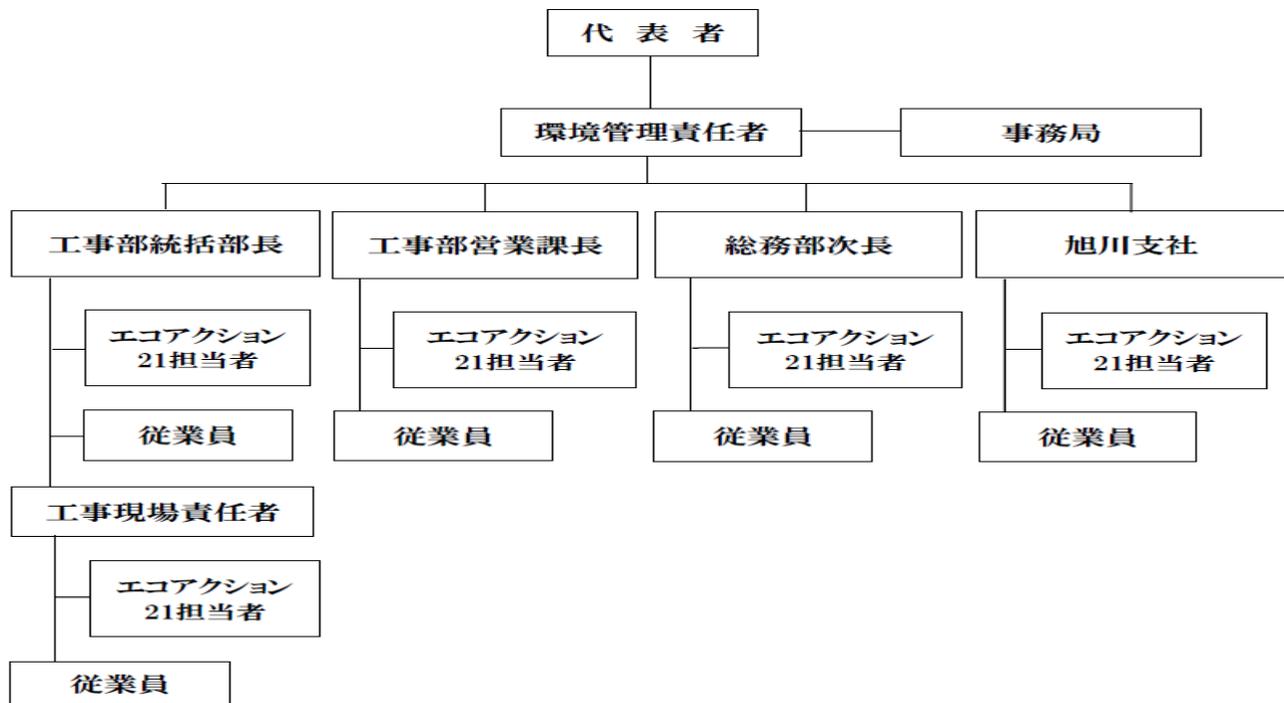
	本社	支社
売上高	894,458千円(R4年度) 718,332千円(R5年度) 718,005千円(R6年度)	
従業員数	16名	12名
延べ床面積	219.37(社屋)	187.97(社屋)
	470.25m ² (倉庫)	116.00m ² (倉庫)
工事件数	9件	

※令和7年1月1日現在

6) 対象期間及び発行日

対象期間: 令和6年1月1日~令和6年12月31日
レポート発行日: 令和7年3月17日

3. 実施体制



環境管理責任者	加藤 翼
事務局	岡本 哲哉
工事部環境担当者	齊藤 久
工事部営業課環境担当者	加藤 翼(兼務)
総務部環境担当者	平間 美保
旭川支社環境担当者	中田 君恵
工事現場環境担当者(本社)	川村 悠輔
工事現場環境担当者(旭川支社)	中村 龍也

構成要素	役割、責任及び権限
環境経営責任者代表者(社長)	1. 環境経営に関する統括責任
	2. 環境経営システムの実施に必要な人員、設備、費用、時間等経営資源を準備
	3. 環境管理責任者の任命
	4. 経営における課題とチャンスの明確化
	5. 環境経営方針の策定・見直し
	6. 環境経営目標・環境経営計画書を承認
	7. 全体の評価と見直し・指示
	8. 環境経営レポートの承認
環境管理責任者(MR)	1. 環境経営システムの構築・実施・管理
	2. 環境関連法規等の取りまとめ表を承認
	3. 環境経営目標・環境経営計画書を作成
	4. 環境活動の取組結果を代表者へ報告
	5. 環境経営レポートの作成責任
各担当責任者	1. EA21の運用・実施
	2. 環境管理責任者の指示による文書・記録の作成
	3. 運用状況の確認

4. 環境経営目標及び実績

対象期間のCO2排出量 240,752.08 kg-CO2

北海道電力2021年度 排出係数（調整後） 0.533を使用

2024年度目標	実績				達成 状況	2025年度目標	2026年度目標
	2023年 1月～12月 使用量	2023年 1月～12月 目標換算	2024年 1月～12月 使用量	2024年 1月～12月 目標換算			
建設現場ガソリン使用量の削減 目標値：売上あたりの使用量（前年より1%削減） 24.41ℓ（年間目標値） ※注3	17,718.89ℓ	24.66ℓ	21,561.41ℓ	30.03ℓ	×	売上あたりの使用量 （前年より1%削減）	売上あたりの使用量 （前年より1%削減）
建設現場軽油使用量の削減 目標値：売上あたりの使用量（前年より1%削減） 16.69ℓ（年間目標値） ※注3	12,106.10ℓ	16.85ℓ	16,744.42ℓ	23.32ℓ	×	売上あたりの使用量 （前年より1%削減）	売上あたりの使用量 （前年より1%削減）
電気使用量の削減 目標値：売上あたりの使用量（前年より1%削減） 37.71kWh（年間目標値） ※注3	27,346kWh	38.09kWh	26,163kWh	36.44kWh	○	売上あたりの使用量 （前年より1%削減）	売上あたりの使用量 （前年より1%削減）
灯油使用について運用基準を遵守 ※注1	運用基準を遵守		運用基準を遵守		○	同左	同左
在庫量の減少（個・m合算） 目標値：前年比1%削減	7,571.6	29,639	1,937.1	29,938	×	前年比1%削減	前年比1%削減
水使用について運用基準を遵守 ※注1	運用基準を遵守		運用基準を遵守		○	同左	同左
一般廃棄物量の削減 目標値：前年比1%削減 356kg（年間目標値）	360kg		120kg		○	前年実績より1%減少	前年実績より1%減少
産業廃棄物量の削減 目標値：前年比1%削減 70,765kg（年間目標値）	2023年度目標 一般廃棄物、産業廃棄物の分別の徹底及び削減 23年度中に整備 達成 23年度 71,480kg		20,848kg		○	前年実績より1%減少	前年実績より1%減少
環境配慮型工事の提案 目標値：提案件数年間11件	12		13		○	提案件数12件	提案件数13件

注1）水使用量は、地方工事の借家の有無により大きく変動し、その他は事務所使用のみであるから、目標設定はせず、運用基準を遵守する

灯油使用量も気候により大きく使用量が変動することから、数値目標は設定せず運用基準を遵守する

注2）化学物質の使用はないため目標設定をしていない

注3）売上あたりの使用量については、1,000千円単位で算出する

評価基準：○=100%以上達成 ×=100%未満

※期間売上（2023年）718,332千円 （2024年）718,005千円

5. 環境活動計画の取組結果及び運用基準内容

	目標	活動内容	結果	見直し
二酸化炭素削減	建設現場ガソリン使用量の削減	・乗合移動の徹底	○	継続
		・エコドライブの徹底	○	継続
		・作業手順の効率化	△	継続
	建設現場軽油使用量の削減	・乗合移動の徹底	○	継続
		・エコドライブの徹底	○	継続
		・作業手順の効率化	△	継続
	電気使用量の削減	・節電を心がける	○	継続
		・暖房の温度・冷房の温度調整	○	継続
		・残業の削減	△	継続
	灯油使用について運用基準を遵守	・運用基準の遵守	○	継続
省資源の取組み	在庫量の減少	・在庫の明確化	△	継続
		・在庫情報の共有	△	継続
		・在庫管理運用基準の遵守	△	継続
		・注文ミスの削減	○	継続
		・コピー用紙の使用削減	○	継続
	水使用について運用基準を遵守	・運用基準の遵守	○	継続
廃棄物削減	一般廃棄物量の削減	・雑紙の回収業者選定	○	継続
		・分別種類の明記	○	継続
		・一般廃棄物の処理	○	継続
	産業廃棄物分別体制の整備(リサイクル化も含む)	・分別体制の整備	○	継続
		・木くずリサイクル率の向上	△	継続
		・産業廃棄物の処理	○	継続
提案・推進	環境配慮型工事の推進	・LED照明、人感センサーの提案	○	継続
		・リサイクル資材の積極的活用	△	継続
		・エコ資材の利用	△	継続
		・インフラゼロカーボン工事実施	○	継続

評価基準 ○=100%以上達成 △=100%未満 80%以上達成 ×=80%未満

環境経営方針	目標	環境活動内容	運用基準
二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減	建設現場 ガソリン使用量	・乗合移動の徹底	・車両は常時4人乗れるように整理する
			・同じ現場に行く際は、乗り合わせをし車両の台数を減らす
		・作業手順の効率化	・作業内容、手順を把握し忘れ物や作業ミスによる手直しが無いようにする
			・数か所回る場合は効率の良いルートを設定する
		・エコドライブの徹底	・10分以上駐停車する場合は、エンジンを切る
			・空気圧、オイル等の点検を行う ※月1回燃料を入れているスタンドで空気圧を見てもらう。また、タイヤ交換の際は必ず空気圧の点検を実施。この場合は月1回の点検をしたものとする。
			・急発進、無駄な加速・減速はしない
			・使用しない荷物は降ろす
	建設現場 軽油使用量	・乗合移動の徹底	・車両は常時4人乗れるように整理する
			・同じ現場に行く際は、乗り合わせをし車両の台数を減らす
		・作業手順の効率化	・作業内容、手順を把握し忘れ物や作業ミスによる手直しが無いようにする
			・数か所回る場合は効率の良いルートを設定する
		・エコドライブの徹底	・10分以上駐停車する場合は、エンジンを切る
			・空気圧、オイル等の点検を行う ※月1回燃料を入れているスタンドで空気圧を見てもらう。また、タイヤ交換の際は必ず空気圧の点検を実施。この場合は月1回の点検をしたものとする。
			・急発進、無駄な加速・減速はしない
			・使用しない荷物は降ろす
	電気使用量	・暖房の温度、冷房の温度	・設定温度 本社 → 冬 22～24度 夏 25～27度 本社休憩室 → 冬 15～20度 ※休憩室から出る際は、設定温度を15度にしてから電源を消すこととする 支社→ 冬 22～24度 夏 25～27度
		・残業の削減	・ノー残業デー(水曜日)を徹底する
			・1日の作業内容をリスト化し優先順位を決める
		・節電を心がける	・昼休み中や外出時など、人の居ない所の電気は消す
			・看板照明の時間を短くする(夏 16時～ 20時、冬 16時～ 20時)
			・パソコンはスリープ機能を設定し、退社時は電源を切る
			・パソコンの画面の明るさを少し暗く設定する
			・エアコンのフィルターを清掃する(年1回)
			・使用していない時はコンセントを抜く(充電器、シュレッター等)
			・シュレッターにかけるときは、1回にまとめてかけること
		・運用基準の作成	・設定温度を守り、セーブ運転の機能を設定し使用する(電気使用量参照)
			・会議室、応接室については温度を設定しないが、セーブ運転の機能を設定し使用する
資源の有効利用・再利用を推進し省資源への取組	在庫量の減少	・在庫の明確化	・年2回(6月、12月)棚卸を実施し、資材実績管理表を作成する。
		・在庫情報の共有	・毎週末、資材実績管理表のデータを纏め本社は支社に、支社は本社にデータを送る
		・在庫管理手順の遵守	・在庫管理手順の遵守(別紙:在庫管理手順書を参照)

資源の有効利用・再利用を		・注文ミスの削減	・注文する際は、商品名と型番の両方を記載する
推進し省資源への取組			・セット物の発注だと適合しているかの再確認をする (例：水銀灯と安定器が適合しているか)
			・注文前に代理人と職人と作業内容等を打合せをする
			・作業内容を把握し、在庫してある材料を使用する
			・注文する際は、数量を明確に算出し無駄を出さないようにする
			・仮設材などで再使用が可能なものがある場合は、再使用する
		・コピー用紙の使用削減	・会議資料はペーパーレス化とする
			・裏紙を使用する
			・複数ページあるものは、両面印刷をする
			・印刷前に誤字脱字がないかプレビューで確認する
			・コピー機を使用前、使用後は枚数等の設定をリセットする
			・すぐシュレッダーにかけず、裏紙として使えるものは使ってから廃棄する。
	水使用	・運用基準の作成	・節水するよう朝礼や会議などで呼びかけをする
			・現場での無駄な使用を避けるようにする
一般廃棄物、産業廃棄物の	一般廃棄物の削減	・雑紙の回収業者選定	・本社 → ㈱戸口商店(書庫で保管) 支社 → 幸坂紙業(書庫で保管)
分別の徹底及び削減		・分別種類の明記	・ゴミ箱にゴミの種類を掲示する 本社 → 一般ごみ、シュレッダーごみ、リサイクルプラスチック 粗大ごみ、紙ごみ(新聞、雑誌、ダンボール含む) ※紙ゴミ:はがきサイズ以上の紙については休憩室に段ボールを用意しておく のでその段ボールに重ねておくこと。また、その段ボールが一杯にな った時点で紙ごみをまとめて縛り書庫に移動させること 支社 → 燃えるごみ、燃やせないごみ、プラスチック、段ボール ※紙ゴミは書庫に段ボールを用意してあるので、その段ボールに重ねて、一杯 になった時点で紙ゴミをまとめて縛り保管すること ※本社・支社・建設現場で従業員が業務外で排出した廃棄物については 持ち帰り廃棄することとする(ペットボトル・缶・弁当殻等) ・建設現場も本社・支社と同様な運用基準とする
		・一般廃棄物の処理	・本社 → 一般ごみは旭川廃棄物処理センターに持ち込む リサイクルプラスチック、粗大ごみは士別市環境センターに持ち込む 紙ごみ、シュレダーごみは㈱戸口商店で回収してもらう ・支社 → 燃える・燃えないごみ、リサイクルプラは旭川廃棄物処理センター に持ち込み、段ボール・雑誌は幸坂紙業で回収してもらう
	産業廃棄物分別体制の整備	・分別体制の整備	・ゴミ箱にゴミの種類を掲示し、詳細や廃棄手順を記載する。 本社 → 廃プラスチック・木くず・ガラス及びコンクリート、石膏ボード ランプ、安定器 支社 → 廃プラスチック・木くず・紙くず・廃石膏ボード・ガラス 蛍光灯・コンクリート・金属くず

一般廃棄物、産業廃棄物の		・木くずリサイクル業者	・本社 → 岩守産業㈱ 支社 → 旭川廃棄物処理センター
分別の徹底及び削減		・産業廃棄物の処理	・本社 → 廃プラスチック・木くず・ガラス及びコンクリート、石膏ボードは 岩守産業㈱に持ち込む ランプ、安定器は野村興産㈱に持ち込む ・支社 → 蛍光灯、ガラス、安定器は野村興産へ。廃プラ、木・紙・金属くず 廃石膏ボード、コンクリート等は旭川廃棄物処理センター持ち込み
建設工事現場での環境	環境配慮型工事の提案	・LED照明、人感センサー	・不点修理の依頼時に提案をする
配慮工事の推進		・リサイクル資材の活用	・リサイクル資材やエコ資材の提案 ・工事看板の再利用 ・仮設ケーブル、仮設プレーカーの再使用
		・エコ資材の利用	・エコケーブル、環境配慮型端子、LED照明、配線器具などを積極的に 利用する
		・インフラゼロカーボン工事	・低騒音・低振動型や低炭素型などの環境に配慮した建設機械を使用する ・会議はWeb会議とし、資料もペーパーレス化とする ・社内検査、段階確認をする際は遠隔現場で実施する
		・ソーラー型工事灯(LED)の使用	・屋外の現場で夜間の注意喚起の際に使用する
従業員へ環境方針の周知・	進捗状況報告	・毎月の会議で報告	・工事部 → 工事会議、職長会議で報告する
情報の共有化			総務部 → メールで報告する
		・半期に2度在庫量の報告	・工事会議、職長会議で報告する

6. 環境活動目標・計画の評価及び次年度の計画

目標	評価	次年度の計画
建設現場ガソリン使用量の削減	今年度も年間目標の達成には至らなかった。主な要因としては遠隔地域(音威子府、羽幌、等々)の現場が多くガソリンの使用が増加したと考えられる。更に社内検査、竣工検定に伴い通勤頻度も増加したのも要因とも言える。しかし各従業員が意識的に乗り合わせやアイドリングストップを実施してもらっているのでこの増加量に抑えられているのも現実である。今後も継続して実施と共に是正修正等の出戻りも削減することを課題として考える。	継続
建設現場軽油使用量の削減	今年度も年間目標の達成には至らなかった。主な要因としては遠隔地域(音威子府、羽幌、等々)の現場が多くなっている点が要因である。しかし各従業員が一昨年途中から取組んでいる運転日報を毎日記入している様子も見てとれるため協力体制は向上していると評価したい。	継続
電気使用量の削減	年間目標を達成することが出来た。主な要因としては人のいない場所の消灯や残業の削減、運用基準を周知徹底を図ることが出来たことが要因と言える。また各従業員が協力して自発的に行動していたことも達成の要因及び評価点とする。	継続
灯油使用について運用基準を遵守	年間を通じて灯油使用は運用基準を順守できた。運用基準に記載しているストーブの設定温度についてはEA21担当者が確認をしていたため、従業員の意識向上につながった結果といえる。	継続
在庫量の減少	在庫使用量については意識高く流用しているが今年度は物件の特性上在庫を流用出来る機会が少なく感じた。合わせて購入品の数量を正確に掴むことが難しく感じている為在庫管理システムの内容理解等を再度従業員に向けて発信及び周知徹底を進めていく。	継続
水使用について運用基準を遵守	水使用については、使用量が少ないものもあるが、運用基準をしっかりと順守し、無駄な水使用を避けていることが感じられた。次年度以降も運用基準通りに取組んでいく。	継続
一般廃棄物量の削減	年間目標を大幅に達成することが出来た。主な要因としては、旭川支社のゴミ処理方法の見直し、本社・支社の紙くず処理方法の見直し等があげられる。更に職員会議にてゴミ処理方法の徹底を周知を図っていた。次年度以降も従業員に周知徹底を図り、目標の達成につなげたい。	継続
産業廃棄物分別体制の整備(リサイクル化も含む)	定めた分別体制をしっかりと実施することが出来た。また、工事完了後の産業廃棄物の処分についても効率化を図ることができた。	継続
環境配慮型工事の推進	年間目標を達成することができた。発注者に環境配慮型工事を提案することが徹底できた1年となった。次年度以降も環境配慮型工事を積極的に提案していき、目標を達成できるように各従業員に周知徹底を継続的に行っていく。	継続

7. 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果

環境法規制等の名称/略称	関係項目	詳細	確認	適合確認(年月日)
士別市火災予防条例	指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準	防火上安全な場所、火気を使用しないこと、常に整理及び清掃を行うこと	遵守	2024.12.6
		容器の転倒、落下、衝撃、引きずる等粗暴な扱いをしないこと		
		地震等で転落、転倒、損傷をうけないこと		
	指定数量5分の1以上指定数量未満の取扱い	危険物を貯蔵取扱の場所には、取り扱っている表示、危険物の類、品名、最大数量、防火に必要な事項の掲示板を設けること	遵守	2024.12.6
		危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれない構造とすること		
		危険物を取り扱う配管は十分な強度を有すること。接合部は点検できること		
	屋外貯蔵取扱	危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には架台は不燃材料で堅固に造るとともに高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しないこと	遵守	2024.12.6
	タンクの技術基準	地震、落雪で転倒落下しないこと	遵守	2024.12.6
危険物量が表示できること。配管には開閉弁をつけること				
危険物技術上基準	炎、火花の接近を避けること	遵守	2024.12.6	
維持管理	適正に維持管理を行うこと	遵守	2024.12.6	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出	指定数量の五分の一以上指定数量以下の貯蔵取扱は所轄消防署に届け出ること	遵守	2024.12.6	
旭川市火災予防条例 指定数量を越えた場合の届出 指定数量の1/5を越えた時の届出	灰捨場及び燃料置場	灰捨場は、不燃材料で造り、火災予防上安全な距離を保つこと。	遵守	2024.12.6
		多量の燃料を使用する場合の燃料置場は、火源と火災予防上安全な距離を保つこと		
	灯油、重油その他の液体燃料	燃料タンクは、使用中燃料が漏れや転倒しないように設けること。水抜きができる構造とすること	遵守	2024.12.6
	火災通報場所	火災を発見した者が通報すべき場所は、消防本部又は消防署(出張所及び分遣所を含む。)	遵守	2024.12.6
	住宅用防災報知設備の設置	住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けること	遵守	2024.12.6
		住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に感知器の交換期限を明示すること		
	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準	(1)みだりに火気を使用しないこと	遵守	2024.12.6
(2)常に整理及び清掃を行うとともに、不必要な物件を置かないこと				
(3)危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること				
指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	(1)危険物を貯蔵し、取り扱う場所には、標識、掲示板及び表示設備を設けること	遵守	2024.12.6	
指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出	指定数量の五分の一以上指定数量以下の貯蔵取扱は所轄消防署に届け出ること	遵守	2024.12.6	
旭川市火災予防規制	標識等	標識等の様式は以下の通りとする ・少量危険物貯蔵取扱所(幅30cm以上、高さ60cm以上、白地に黒字) ・火気厳禁(幅30cm以上、高さ60cm以上、赤字に白字)	遵守	2024.12.6
	少量危険物の届出等	指定数量の五分の一以上指定数量未満の貯蔵取扱は所轄消防署に届け出ること		該当なし
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※1運搬表示 ※2旭川市の条例	事業者の処理	産業廃棄物が運搬されるまで省令産業廃棄物保管基準に従うこと	遵守	2024.12.6
	保管基準	周囲に囲いが設けられていること	遵守	2024.12.6
		見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること		
		北海道の条例は横120cm以上 高さ100cm以上(旭川の条例は横60以上 高さ60以上) 保管の施設の出入口に掲示板の準備		
		(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ) 保管する産業廃棄物の種類 (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先		
保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること				

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※1運搬表示 ※2旭川市の条例	収集運搬処分の許可	産業廃棄物の収集運搬許可、処分の許可を許可権者より受けたもの(5年以内更新)	遵守	2024.12.6
	委託の基準	委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること		
		委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること		
		委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること		
	産業廃棄物の運搬を委託するときは、最終目的地の所在地産業廃棄物の処分施設の処理能力委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること			
	委託契約書に添付すべき書面の詳細(業の許可証のコピー等)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※1運搬表示 ※2旭川市の条例	契約書の保存期限	契約終了日から五年	遵守	2024.12.6
	産業廃棄物管理票	産業廃棄物運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない		
	管理票の保存期間	保存期間は五年間		
	管理票交付者の報告	産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※1運搬表示 ※2旭川市の条例	産業廃棄物管理票の交付	当該産業廃棄物の種類ごとに交付すること	遵守	2024.12.6
	管理票の記載事項	管理票記載事項の詳細(交付年月日交付番号、氏名住所、事業場名称住所、交付担当者名、等)		
	特別管理産業廃棄物	PCBの保管基準を遵守すること		
	運搬表示義務について	産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に以下の項目を表示すること (排出業者が自社で運搬する場合)		
		1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示 2.排出業者名		
	書類の携帯義務について	産業廃棄物の運搬車は以下の書類を常時携帯すること(排出業者が自社で運搬する場合)		
1.氏名又は名称及び住所				
2.運搬する産業廃棄物の種類、数量				
3.運搬する産業廃棄物を積載した日				
4.積載した事業場の名称、所在地、連絡先				
5.運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先				
士別市廃棄物処理条例	事業系一般廃棄物	市は、事業系産廃物の収集、運搬は行わないものとする。	遵守	2024.12.6
旭川市廃棄物処理条例	一般廃棄物の容器及び排出基準	事業系一般廃棄物を排出する者は、集積場所、保管場所等の清潔を保持すること	遵守	2024.12.6
	事業者の責務	事業者は、その事業系一般廃棄物自らの責任において適正に処理及び減量に努めなければならない		
道路運送車両の保安基準	騒音防止装置	自動車は、構造、騒音の大きさ等に関し基準に適合するもの	遵守	2024.12.6
	ばい煙、悪臭のあるガス、有害ガス等の発散防止装置	自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものであること		
水銀環境汚染防止法	水銀使用製品 産業廃棄物 (水銀電池、蛍光管HIDランプ)	保管：他の物と混合させないように仕切りを設ける。掲示板への記載	遵守	2024.12.6
		委託：「廃水銀等/水銀ばいじん等/水銀使用製品産業廃棄物」許可を受けた業者に委託する		
		マニフェストには別欄に記載する		
		運搬：破碎、他との混合を防ぐ		
	回収・処分：委託先の能力確認			
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	目的	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする	遵守	2024.12.6

※環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局より違反等の指摘はありません

8. 代表者による全体の評価と見直し・指示

<p>1. 環境管理責任者からのインプット</p> <p><法的及びその他の要求事項の順守評価結果></p> <p>1)環境法規等を従業員に周知し遵守することが出来た。法の改正については常に高いアンテナを立てて、注力していくと共に柔軟に対応していくことが必要と考える。また改正に伴い必要な教育、講習、資格については受講を会社補助の上今後も継続させていく。</p> <p><環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果></p> <p>1)①建設現場ガソリン使用量、②建設現場軽油使用量については目標達成には至らなかったが③電気使用量については今年度は目標達成することが出来た。①及び②の主な要因としては遠隔地域での工事、社内検査、竣工を迎えるにあたり通勤頻度の増加等が影響したと考える。③については各従業員も自発的に人のいない場所の消灯や、残業の削減、運用基準の遵守している場面が多く見受けられた結果が達成に至った要因として考える。次年度以降も継続して運用基準の周知徹底や従業員からの意見を収集して改善していく。</p> <p>2)省資源の取組としては棚卸しの実施時期を以前は6月と12月に実施をしていたが年末が繁忙期ということもあり、今年度は実施時期を変更して4月と10月に実施をした。結果的には4月も10月も従業員総出で協力をして遂行することが出来、数量についても信頼性の高い数値を在庫表に反映することが出来たため次年度以降も4月と10月に継続して棚卸しを実施していく。</p> <p>水使用については運用基準を遵守しているため目標達成と評価する。</p> <p>3)一般廃棄物の削減については、年間目標を大きく達成することが出来た。主な要因としては昨年より実施している旭川支社のゴミ処理方法の見直し徹底、本社・支社の紙くず処理方法の見直し、更に職員会議にてゴミ処理方法について周知徹底を図っていることで達成することが出来た。次年度以降も継続して目標の達成に努める。</p> <p>4)環境配慮型工事の提案については、発注者側へ北海道インフラゼロカーボン工事を提案している。元請けとなる工事においては、全てで提案ができており、目標達成と評価できる。</p> <p><問題点の是正処置及び予防処置の結果></p> <p>建設現場ガソリン使用量、建設現場軽油使用量について目標達成に至らず是正を検討したが、遠隔地域での工事を受注している為仕方がないとしているが、その分近隣地域での現場については徹底して出戻りの削減等を進めているため是正処置等は行わず継続運用とする。</p> <p><外部からの苦情などの受付け状況及び対応結果></p> <p>・外部からの苦情等はありませんでした。建設工事現場で各現場代理人が協力会社等に安全協議会などで十分に周知した。また、発注者側へも周知するため現場事務所や施工計画書にも環境経営方針や運用基準等を掲載した。</p> <p><当社に影響する法規制の動向></p> <p>・昨年アスベスト関係の法改正に伴い改訂。今年度については継続的に運用基準を基に運用</p> <p><環境に関連する取引先からの「グリーン調達」情報></p> <p>・会議や打ち合わせに関してなるべくペーパーレス化を進めており、タブレット等電子機器を使用することとしている。省資源をもちろんのこと、製本にかかる時間も省力化出来るため積極的に今度も継続していく。</p> <p><EA21環境経営システムの改善提案></p> <p>・二年目の運用となり環境経営目標の数値については、この数値を基本ベースとして考えても良いのではないかと考える。そのため次年度以降はこの基本値を基にPDCAを図る必要がある。また今年度は棚卸しの時期を変更しており繁忙期を避けた時期とした。この取組みに関しては今度も継続していくとともに、事務局、従業員の意見を引き続き収集して改善していく必要がある。</p> <p><前回の指示事項の取組結果></p> <p>今年度より在庫棚卸しの実施時期を6月と12月から4月と10月に変更をしたことにより在庫使用量の精度の高い数量の明確化が出来ている</p>
<p>2. 代表者（代表取締役）からのアウトプット</p> <p><環境経営方針、環境経営目標、環境経営活動計画及び環境経営システムに関する変更の必要性和指示></p> <p>1) 環境経営方針について</p> <p>・二年目の運用となり各従業員も意識高く且つ自発的に環境経営方針を遵守している様子があった。結果については改善点もあるが今後も継続して取組みを進めることとする。</p> <p>2) 環境経営目標について</p> <p>・昨年同様建設現場ガソリン、建設現場軽油、在庫量の削減については目標の達成に至らなかったが今年度は電気使用量が目標を達成することが出来た。残業の削減や各従業員の意識向上が達成の要因と評価する。</p> <p>3) 環境経営活動計画（運用基準、スケジュール、組織体制等）について</p> <p>・目標達成に至らなかった部分においては、至らなかった原因と次年度どの様に改善したら達成出来るかを明確化する必要がある。スケジュールについては現状のスケジュールを継続していく。</p> <p>4) 環境経営システム</p> <p>・昨今の建設業におかれては、国・北海道発注の建設工事も環境に関する取組みについては評価している。弊社はこれまで環境に関する取組みとしては地域のボランティア活動、社内の環境整備等を実施していたが、環境に対する目標、活動計画の制定をしていなかった。また、今回のEA21で弊社にとって新しい取組みを制定し実践している。加えて、今回の組織体制については更なる成長を促すため中堅職員・若手職員を中心に組成した。</p>

9. 環境活動の評価

【 エアコン点検 】



【 従業員への周知 】



【 外部への周知 】



【 若手職員技能大会 】



【 消火器定期点検 】



【 新入職員への説明 】



【 地域貢献 】



【 地域貢献表彰 】

